

## 【意見の概要とそれに対する市議会の考え方】

No	意見の概要	意見に対する市議会の考え方
1	<p>(要望)</p> <p>第2条（議員及び市民の責務）中</p> <p>議員は、市民全体の代表として高い倫理的義務があることを常に自覚し、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、市民の代表としての品位の向上に努めなければならない。</p> <p>につきまして、市民に条例の内容を説明するときは</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、「倫理的義務」とはどのようなことか、具体的説明をお願いしたい。</li> <li>2、「品位の向上」とはどのようなことか、具体的説明をお願いしたい。</li> </ol> <p>※ 事例をあげて説明していただけると分かりやすいと思います。</p>	<p>議員は、市民の代表として市の団体意思の形成に参加するとともに、市長その他の執行機関の監視役を務めるなど非常に重要な任務を有しており、このような地位にある議員は、選良として人格高潔であること及び常に自らを律し、品位の保持に努めなければならないものです。</p> <p>よって、本条例では、「倫理的義務」につきましては、第3～5条に政治倫理規準等として具体的に定めました。</p> <p>また、「品位の向上」につきましては、「議会の品位」を「市民代表の選良たる議員によって構成され、公の問題を論議する場である議会の機能や権威を認識し、議員の社会的地位にふさわしい良識ある言動をとらなければならないもの」ということと捉えており、その向上を努力義務として規定したものです。</p> <p>つきましては、条例の内容を説明する際には、以上のとおり配慮していきたいと存じます。</p>